

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和6年1月16日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年1月16日（火）9時35分～10時10分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 細田雄二 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 議会事務局長 北村竜一 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1、2 福祉部長 中村修 3～6 子ども・健康部長 近藤政雄 7～9 教育政策部長 今野美香 10、11 上下水道部長 山崎仁 【報告】 1 市民生活部長 松井俊之
議 題	【付議】 1 志木市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例 について 2 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改 正する条例について 3 「志木地区児童センター整備基本計画（素案）」に対する意 見公募手続の実施について 4 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部 を改正する条例について

	<p>5 志木市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>6 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び志木市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>7 志木市小中一貫教育推進計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について</p> <p>8 志木市立郷土資料館及び志木市立埋蔵文化財保管センターの再整備に係る基本方針(素案)に係る意見公募手続きの実施について</p> <p>9 志木市立秋ヶ瀬スポーツセンター等再整備基本方針(素案)に係る意見公募手続きの実施について</p> <p>10 志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>11 志木市水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>【報告】</p> <p>1 「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方に対する意見公募の結果について</p>
<p>結 果</p>	<p>【付議】</p> <p>1～11 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1 了解</p>
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>秘書課長 小堀 健</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>特になし</p>
<p>会議内容の記録（経過、結果等）</p>	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 志木市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

重度心身障害者手当の月額の見直しをしたいので、志木市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正するものである。

【改正内容】

重度心身障害者手当の月額を、現在の8,000円から5,000円に見直し、改正後の手当額を県の障害者生活支援事業の補助基準額と同額にする。

【施行日】

公布日

2 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

重度心身障害者医療費支給における住所地特例の対象施設の見直し等をしたいので、志木市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正するものである。

【改正内容】

障害者総合支援法の改正により、住所地特例の対象として、新たに介護保険施設等が追加され、埼玉県内の市町村においては一律で適用とする旨、埼玉県から通知されたことに伴い条例の改正を行う。

【施行日】

公布日。ただし、令和5年4月1日以降に該当施設へ入所または入居するとともに、施設のある市町村へ住民登録を変更した場合に適用。

3 「志木地区児童センター整備基本計画（素案）」に対する意見公募手続の実施について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

志木地区への新たな児童センターの整備に向け、「志木地区児童センター整備基本計画」を策定するにあたり、本計画の政策形成過程における市民参加の機会を

確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【計画の概要】

志木地区に新たな児童センターを整備するにあたり、整備の基本方針や各機能の整備方針を示すものである。

【案件名】

志木地区児童センター整備基本計画

【募集期間】

令和6年1月19日（金）から2月19日（月）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

・市ホームページ、子ども支援課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、宗岡子育て支援センター、子育て支援センターぷちまある

【意見の提出方法】

子ども支援課へ直接持参、郵便、FAX、メール、市ホームページや市公式LINE

4 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療費の支給の見直しをしたいので、改正するものである。

【改正内容】

課税者である保護者が受診した場合のみ、1医療機関ごとに、自己負担金の支払いが必要だが、それを撤廃するものである。

※非課税者、薬局分、治療用装具分は自己負担金免除

※入院：1,200円/日 通院：1,000円/月

【施行日】

令和6年7月1日

5 志木市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

埼玉県が、市町村による子育て支援の充実を前提に、乳幼児医療費支給事業補助金の対象年齢の引き上げと所得制限を撤廃することに伴い、子ども医療費の支給の対象範囲の見直し等をしたいため、改正するものである。

【改正内容】

- (1) 子育て支援の充実を図るため、医療費（通院分）の助成対象を18歳年度末まで拡大
- (2) 市税等の未納による適用除外を撤廃

【施行日】

- 令和6年6月1日（適用除外の撤廃に係る改正）
令和6年7月1日（助成対象拡大に係る改正）

6 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び志木市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたため、条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

- (1) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・こども家庭庁の設置に伴い、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の文言整理行う。
 - ・引用条項の項のずれを改める。
- (2) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - ・こども家庭庁の設置に伴い、保育の内容に関する指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更されたため、所要の文言整理行う。

【施行日】

公布の日

7 志木市小中一貫教育推進計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

令和7年度から市内すべての小・中学校において、小中一貫教育を導入するため、志木市小中一貫教育推進計画を策定する。策定にあたり、同推進計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【募集期間】

令和6年1月19日（金）～2月19日（月）

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

学校教育課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

【意見公募の提出方法】

○学校教育課に持参、郵送、FAX、メール

○市ホームページ上に設けた専用フォーム、市公式LINE

8 志木市立郷土資料館及び志木市立埋蔵文化財保管センターの再整備に係る基本方針（素案）に係る意見公募手続きの実施について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、郷土資料館と埋蔵文化財保管センターを複合化し、市民と共に郷土資料を総合的に保存・活用するための拠点施設として再整備しようとするものである。

同基本方針の政策形成過程における市民参加の機会を確保するために志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【募集期間】

令和6年1月19日（金）～令和6年2月19日（月）

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

生涯学習課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、郷土資料館、埋蔵文化財保管センター、市ホームページ

【意見の提出方法】

○生涯学習課に直接持参、郵送、FAX、メール

○市ホームページ上に設けた専用フォーム、市公式LINE

9 志木市立秋ヶ瀬スポーツセンター等再整備基本方針（素案）に係る意見公募手続きの実施について（教育政策部）

○概要説明：教育政策部長

志木市立秋ヶ瀬スポーツセンターは、新耐震基準以前である昭和48年10月に建設され、老朽化し、耐震性能も不足していることから、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、市民のスポーツ振興と地域コミュニティの向上を目的として整備するものである。

同基本方針の政策形成過程における市民参加の機会を確保するために志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【募集期間】

令和6年1月19日(金)～令和6年2月19日(月)

【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

生涯学習課、市民体育館、秋ヶ瀬スポーツセンター、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

【意見の提出方法】

○生涯学習課に直接持参、郵送、FAX、メール

○市ホームページ上に設けた専用フォーム、市公式LINE

10 志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

地方自治法の改正に伴い、志木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するもの。

【改正内容】

地方自治法の改正により、条文が追加されたことに伴い、条例が引用する部分が繰り下げとなるため、これに対応するもの。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改正する。

【施行日】

令和6年4月1日

11 志木市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

水道法等が改正され、令和6年4月に水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されることから、志木市水道事業給水条例中該当する箇所を改正するもの。

【改正内容】

第7条及び第29条中

「～厚生労働省令で定める～」

→ 「～国土交通省令で定める～」

移管先

事業認可、国庫補助等	国土交通省
水質基準	環境省

【施行日】

令和6年4月1日

【報告】

1 「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方に対する意見公募の結果について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

(1) 意見募集の内容

「志木市犯罪被害者等支援条例」の基本的な考え方（案）について

(2) 意見募集期間

令和5年12月1日（金）から

令和6年1月4日（木）まで（35日間）

(3) 意見の提出方法

市民活動推進課へ直接持参、郵送、FAX、メール又は専用フォーム

(4) 提出された意見

意見件数 0件（個人 0人、団体 0人）

【今後の予定】

市のホームページ及び意見公募の閲覧場所に「意見なし」と公表します。

（公表場所）

市ホームページ、市民活動推進課、市民サービスステーション、柳瀬川

駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。